

課税免除

学校の教育活動に伴う宿泊

① 対象者

右記施設に通う児童・学生	幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
引率者	・学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者 ・部活動等の活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等

【課税免除の対象者の例】

- ・生徒等の引率を行う学校関係者である教員や部活動指導員
- ・心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者
- ・部員、監督、コーチ、マネージャー、スコアラー

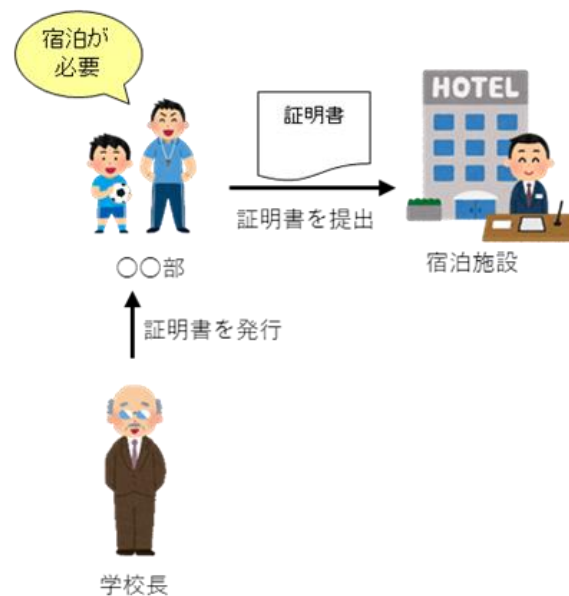
【課税免除の対象外の例】

- ・旅行業者の添乗員、カメラマン
- ・応援のための保護者、審判など

② 対象となる教育活動

- ・通信制の課程で行う面接指導（スクーリング）
- ・修学旅行、林間学校、臨海学校、その他これらに相当する学校行事
- ・部活動
- ・部活動以外による学校を代表した大会への参加

<イメージ図>



課税免除

学校の教育活動に伴う宿泊

③ 必要書類

宿泊日のチェックイン時まで以下の「学校の教育活動であることの証明書（学校用）」を宿泊施設へ提出してください。

学校の教育活動であることの証明書（学校用）	
宿 泊 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （ ）泊
活動の種類	<input type="checkbox"/> 通信制の課程で行う面接指導（スクーリング）（規則第3条第1号） <input type="checkbox"/> 修学旅行、林間学校、臨海学校その他これらに相当する学校行事（規則第3条第2号） <input type="checkbox"/> 部活動（規則第3条第3号） <input type="checkbox"/> 部活動以外による学校を代表した大会への参加（規則第3条第4号）
宿泊施設名称	
課税免除となる宿泊人数 （引率者含む。） 下記注意事項3、4を参照ください。	
備 考	
上記の宿泊については、石垣市宿泊税条例第4条第1号及び石垣市宿泊税条例施行規則第3条第1項に規定する学校の教育活動に該当するものであることを証明します。	
令和 年 月 日	
住 所 地	
学校名	
学校長名	印
注1 該当箇所の□にチェック☑を記入してください。 2 印刷し、手書きしていただいても結構です。 3 課税免除となる宿泊人数には、学校が行う教育活動に参加している方及び引率の方を含みます。 4 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校の関係者や、部活動、クラブチームの活動にあたり、指導やサポートを行う監督、コーチ等をいい、旅行者の添乗員やカメラマン等は該当しません。 5 学校長以外の方が無断で作成し、または改変を行った場合は有印公文書偽造罪、有印公文書変造罪、公電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。	